

保健福祉部

No. 8

制度名	国民健康保険保険給付費等交付金 普通交付金	主管課名 厚生総務課 国民健康保険 G 問合せ先 029-301-3172		
目的・趣旨	保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施のため、市町村の保険給付に要した費用を交付する。			
〔対象団体〕	市町村			
〔対象事業〕	都道府県の条例で定めるところにより、市町村が行った保険給付に要した費用の実績に対し、その全額を交付するもの。			
〔補助要件等〕	県の交付要項に定める対象となる保険給付費等であること等の要件を満たしていること。			
〔対象経費〕	市町村が行った保険給付費等 [国民健康保険法第 75 条の 2、茨城県国民健康保険条例第 6 条] ・現物給付相当分：療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費等 ・現金給付相当分：療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費			
〔補助限度額等〕	補助限度額なし			
〔経費負担割合〕	普通交付金の財源については、国や県からの公費や各市町村からの納付金など、多数の交付金等で賄われていることから、下表には主なもののみ記載。			
区分	国	県	市町村	その他
・療養給付費等負担金	32/100	-	-	-
・国・普通調整交付金	7/100	-	-	-
・都道府県繰入金	-	7/100	-	-
・高額医療費負担金	1/4	1/4	-	-
〔3 年度当初予算額〕	〔3 年度補助対象団体〕 183,008,073 千円		水戸市外 43 団体	
〔備考〕				